# 令和6年度地方税財政等に関する提言

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等
- 2 子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保
- 3 地方創生の実現及びデジタル田園都市国家構想の推進等
- 4 税制抜本改革の推進等

令和5年9月6日 全国知事会地方税財政常任委員会

### 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

### ① 地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実〔提言 P 2~3〕

- ・<u>令和6年度においても、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回ら</u>ないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
- ・特に、こども・子育て政策の強化、地方創生及びデジタル化、脱炭素化の推進、防災・減災対策に係る事業費及び財源は、重点的に確保すること。
- ・<u>地方自治法改正を踏まえた会計年度任用職員への勤勉手当の支給について、必要となる人件費を地方財政</u> 計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を確保すること。

### ② 臨時財政対策債の縮減等〔提言 P3〕

・臨時財政対策債については、令和5年度を含め、近年抑制傾向にあるものの、依然として極めて厳しい地 方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行い、安定的 に交付税総額の確保を図るとともに、<u>引き続き発行額の縮減・抑制に努め、地方団体が安定的に必要な資金</u> 調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保し、その償還財源についても確実に確保するこ と。

### ③ 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保 [提言 P4~5]

- ・防災・減災、国土強靱化対策の取組を加速化させるため、資材価格が高騰する中でも5か年加速化対策を 着実に実施できるよう例年以上の規模で予算を確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年 加速化対策完了後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に必要な予算・財源を確保 すること。
- ・公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討すること。

### 2 子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

〔提言 P5~6〕

- ・こども関連予算をこども一人当たりの家族関係支出で見てOECDトップ水準に引き上げるべく、企業を 含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みを含め、財源の安定 確保に向けて、国の責任において幅広く検討すること。
- ・児童手当の拡充をはじめとした国が全国一律で行うべき仕組みは、地方団体の財政力に応じて、こども・ 子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実 施すること。
- ・国が全国一律で行う施策の充実に伴う地方負担の財源について、国において確実に確保するとともに、地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方団体の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

### 3 地方創生の実現及びデジタル田園都市国家構想の推進等

[提言 P6~8]

- ・<u>地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組</u> に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- ・「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、その使途拡大や運用の更なる改善を図ること。
- ・<u>デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行するために必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。</u>
- ・「地方拠点強化税制」について、制度の継続はもとより、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象である業務部門を拡充するとともに、移転・拡充に関連する施設を支援対象に追加すること。また、制度の 更なる拡充や関係施策と合わせた活用促進を検討すること。

## 4 税制抜本改革の推進等

### ① 実質的に大規模な法人に対する外形標準課税の制度的な見直し〔提言 P11~12〕

・地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担にも配慮の上、税負担の公平性や安定的な税収の確保等の 観点から、対象法人の設定について、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、 事業活動の実態を踏まえて制度的な見直しを行うこと。

### ② 収入金額課税制度の堅持〔提言 P11〕

・電気・ガス供給業に関しては、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は公益的性格を有していること、現行方式は多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すること。

#### ③ 固定資産税の安定的確保 〔提言 P14〕

・令和6年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の 公平性や固定資産税の充実確保の観点から検討を行い、負担水準の均衡化を図ること。

### ④ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築〔提言 P14〕

・全国知事会としては、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきたところであるが、<u>今般、「骨太方針2023」において取り上げられたとおり、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。</u>